

## 韓国人原爆被害者研究の過程とその課題

辛 亨根

広島大学大学院国際協力研究科博士課程後期

川野 徳幸

広島大学平和科学研究センター

## **The Previous Research of Korean Atomic bomb Survivors and the Problems to be Solved**

**Shin Hyung-keun**

**Doctoral Student, Graduate School for International Development and  
Cooperation, Hiroshima University**

**Noriyuki KAWANO**

**Institute for Peace Science, Hiroshima University**

## SUMMARY

It is estimated that about 30 thousands of Koreans had survived from A-bombing of Hiroshima and Nagasaki in August 1945, and more than 20 thousands returned to Korea, while differently argued. In 1965 Korea-Japan Agreement on the settlement of compensation problems, the two governments agreed to settle the problems in exchange for economic aid at the amount of \$ 500 million including \$200 million credit loan.

As a consequence, they had been neglected for decades in tragic circumstances without receiving appropriate assistance. Efforts to recover and respect their basic human rights started among Japanese grassroots NGOs, and major improvements have been made from the court cases filed by grassroots organizations of the two countries.

These efforts carry multi-layered symbolic significances in the contemporary global affairs. First, the issue pertains to the recovery and respect for basic human rights. Second, it represents both friction and cooperation in the Korea-Japan relations, and the Korea-Japan grassroots cooperation deserves closer attention. Third, final settlement is pending the dissolution of the regional Cold War and post-war structure of international politics surrounding the Korean peninsula. Finally, they have been serving as the witness and symbol of the anti-nuclear peace movement and nuclear power plant controversy.

In spite of the pragmatic and symbolic significance, the studies on this issue are rare. When compared to Korea, Japan has a larger number of systematic studies. Early in 70-80's there were a lot of studies including several books of the in-depth theoretical reflections on the issue. These works of humanitarian relief as a primary perspective were extended to the criticisms of colonial conquest and reparation issues, and later to the grassroots cooperation and peaceful solidarity issues. Since the 1990s, the studies in Korea broadened the scope to the issues of state neglect and responsibility of relevant countries including Korea, and the 2nd generation problems of the Korean residents.

This dissertation argues for the necessity of restoration of whole picture regarding the Korean A-bomb damages, especially of their lives during the two decades from 1946 until 1965 by carefully analyzing survey data and testimonials. This research also pays a close attention to one unique phenomenon of the grassroots cooperation for

its implications of Korea-Japan reconciliation.

## はじめに

韓国人原爆被害者問題は現代社会において多層的意義をもち、今世紀に対して幾つかの象徴的な課題を提起する。そして当然のことながら、幾つかの歴史的事象と複雑に絡み合っている。

その一つは、韓国人原爆被害者問題は戦争と条約といった国家権力から放置された基本的人権の回復という問題であるということである。韓国人被爆者<sup>1</sup>は植民地時代に動員され、原爆被害に遭遇し、きわめて悲惨な境遇に何十年も放置され続けて来た。そういった状況は60年以上の歳月のなかで市民運動、裁判闘争、韓国経済の発展などによって改善もされたが、依然日本の被爆者援護法の平等適用と被害の補償問題が残っている。<sup>2</sup>

二つ目は韓日関係において、韓国人被爆者問題が摩擦の原因ともなり、同時に協力関係をも生み出すという二つの側面をもったという点である。両国の摩擦という側面では、歴史問題として日本軍慰安婦問題とともに重要な韓日の歴史懸案事項である。特に韓国では2000年代に入って活発な研究がおこなわれているが、未来志向的韓日関係構築のために早急な解決が求められている。協力の側面からみれば課題は残っているものの、慰安婦問題と比べると市民運動、裁判闘争のなかでかなりの改善が成し遂げられた。韓国人被爆者問題では、韓日間における草の根協力が決定的な役割を果たした。その点は看過される傾向にあるが、今後の韓日関係において重要な視点を提示すると考えられる。

三つ目は、韓国人被爆者問題は韓半島<sup>3</sup>をめぐる戦後冷戦構造という国際政治的問題にもかかわるという問題である。原爆あるいは原爆投下は、アジアでの冷戦の序幕となったと指摘する向きもある。<sup>4</sup>韓国が参加できなかったサンフランシスコ講和条約や、原爆被害者を含めた個人の被害を放置したまま締結され

---

<sup>1</sup> 原爆投下当時の呼称としては、朝鮮人が正しいが、現在は国籍を区分して韓国人、朝鮮人（北朝鮮人）、朝鮮籍（日本に永住しながら韓国国籍を持っていない人）、帰化した日本籍朝鮮人とに分けている。本稿では、被爆者健康手帳の有無にかかわらず、帰国した韓国人被爆者を主な対象としている。そのため、原則として、韓国人被爆者という呼称を用いる。

<sup>2</sup> なお韓国の憲法裁判所は、韓国政府が日本との交渉によって彼らの基本的人権を保護する義務を尽くさなかったのは憲法違反との見解を示した。

<sup>3</sup> いわゆる「朝鮮半島」。

<sup>4</sup> 鄭根埴『韓国原爆被害者、苦痛の歴史：広島長崎の記憶と証言』（2008年、明石書店）p.14。

た韓日条約はアジアにおける冷戦という国際政治的環境と深く繋がっている。いまだほとんど放置されている北朝鮮人原爆被害者問題も基本的には日本と北朝鮮の問題であるが、北朝鮮がそれを日朝関係の正常化に伴う案件の一つとして扱っている。その意味で最終的解決は東北アジアの冷戦構造の解消と密接に繋がっているとみえる。

最後に、原爆被害は世界非核反戦平和運動と原子力利用の是非に関わっているという点である。非核・反戦の平和は人類共通の悲願であり、原子力発電問題は世界各国に共通した課題だ。ここで反核平和の生き証人としての韓日の被爆者は、今後原発問題に関しても積極的な発信と両者の連携が必要であろう。ちなみに、伊東は核廃絶のために両国の被爆者が連携すべきだと主張した。<sup>5</sup>韓国人原爆被害者問題を無視したヒロシマの平和発信は力を持たないとの指摘もあるが<sup>6</sup>、被爆者による平和発信は韓日両国の平和連携によってさらに推進することができるだろう。原子力発電問題はこれまで産業政策とかかわってほとんど議論されてこなかったが、福島第一原発事故以降、政治的かつ社会的な問題となっている。韓国でも原子力発電をめぐる論争は福島第一原発事故を契機に益々高くなっている。

このように韓国人原爆被害者問題はその問題だけにとどまらず、基本的人権、冷戦構造の文脈で捉えることが可能であるし、草の根交流の観点からは、今後の韓日関係改善に有益な示唆をも含んでいる問題である。こういった重要性があるにもかかわらず、韓国人原爆被害者問題はこれまで十分な研究がなされてきたわけではない。

筆者らは韓国人原爆被害の全体像解明を目指しているが、そのために、まず本稿では、韓国人の原爆被害に関する従来の先行研究について、概観し、そのうえで今後の課題について検討したい。

---

<sup>5</sup> 伊東壮「原子爆弾援護法制定要求と在韓被爆者問題」、『在韓被爆者問題を考える』（1988年、在韓被爆者問題市民会議編）p.40 参照。

<sup>6</sup> 平岡敬「在韓被爆者の戦後史」、『在韓被爆者問題を考える』（1988年、在韓被爆者問題市民会議編）p.26 参照。

## 1. 韓国人原爆被害者問題の概要

1945年8月の原爆投下当時、広島・長崎の両都市には「皇国（日本）臣民」化されていた十数万人程度の韓国人（当時は朝鮮人）が暮らしていた。彼らは1910年から始まった植民地支配に苦しみ、なかには生きる術を求めて日本へ移住した者もいたが、大半は日本のアジア・太平洋戦争遂行に必要な労働力補充のため朝鮮から動員された人びとであった。<sup>7</sup>

韓国人被爆者数の正確な算出は今やほとんど不可能であろう。それでもこれまで、幾つかの推定が試みられている。代表的なものをここで紹介しておく。韓国原爆被害者協会（以下「協会」と称す）<sup>8</sup>は、広島に被爆者が5万人、うち3万人が被爆当時死亡、2万人が生存し、1万5千人は帰国したと推定した。長崎の場合は、韓国人被爆者は2万人、うち1万人が死亡、生存者1万人のうち8千人が帰国したとする。<sup>9</sup>

被爆した日本人に比べてさらに劣悪な環境を強いられていた彼らは、大半が同年12月までに帰国した。さらには1950年からの3年間の韓国戦争<sup>10</sup>と、その後の困難な経済状況で以前にも増した苦難の日々を過ごさなければならなかった。

韓日両国政府は、1965年の韓日基本条約で、請求権の問題は有償・無償5億ドルの経済協力資金をもって完全に解決したとの見解である。しかし、これは韓国国内で協定締結の基本姿勢に関する強い反対とデモを鎮圧しながら成し遂げたもので、韓国人被爆者、日本軍慰安婦、サハリン永住朝鮮人などの諸問題は具体的に議論されることはなかった。日本では原爆医療法が制定され、被爆者に対する特別医療および社会保障が始まると、それらを適応されない韓

---

<sup>7</sup> 日本の旧内務省と旧法務省の資料によると、1940年に124万人であった在日朝鮮人は、1945年には220万人まで達した。朴秀馥ほか『被爆韓国人』（1975年、朝日新聞社）p.316。

<sup>8</sup> 1967年に「韓国原爆被害者援護協会」として設立され、1970年に「韓国原爆被害者協会」と改称された。

<sup>9</sup> 朴秀馥ほか、同掲書p.296。広島市長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』（1979年、岩波書店）pp.351-357では、広島に朝鮮人居住者を4-5万人とし、その内被爆者が2.5-2.8万人、被爆直後の死亡者を5-8千人と見積もる。長崎の場合はそれぞれ1.15-1.2万人、死亡者1.5-2千人と推算している。

<sup>10</sup> いわゆる「朝鮮戦争」。

国の被爆者たちは失望感を味わうしかなかった。

彼らは 1967 年に韓国原爆被害者援護協会を設立して、関係する諸機関、例えば、青瓦台（大統領府）、外務部（当時）、保健社会部（当時）あるいは駐韓日本大使館、米国大使館などに実情を訴えたが、その成果はなかった。韓国政府にとっては、韓国戦争の廃墟からの復興が最優先課題であったため、韓国人被爆者問題はその重要性を認められず、救援は期待し難かった。韓日基本条約の締結によって両国の交流がはじまるとともに、彼らは在日韓国人と日本人に自らの実情を訴え、支援を要請するようになり、日本の良識ある市民のなかから彼らに対する救護活動がはじまった。なによりも、被爆当時には日本の戦争遂行の道具として動員され、日本臣民として被爆したにもかかわらず、韓日協定を口実に彼らに対する救護を無視し、その結果彼らが疾病と貧困のなかで死んでいくという状況に対して、人道的観点からの支援運動が広まっていったのである。支援運動は韓国人被爆者の悲惨な状況に対する人道的動機から始まって、植民統治に対する反省と謝罪の表現として日本の国家補償が必要だとする思想的論理を基盤にもつ市民運動へと展開した。これによって、韓国人被爆者の権利回復運動は援護の側面と植民地支配に対する賠償の両側面をあわせ持つことになる。民間の人道的支援だけでは韓国の被爆者問題は解決できなかった。そのため、支援運動は日本の原爆医療法を韓国の被爆者にも平等に適用することを目標として、韓国人被爆者の人道的・法的闘争を支援の主軸に据えた。

裁判闘争は孫振斗裁判<sup>11</sup>からはじまった。そこでは、日本政府に対して、韓国人の入国経緯を問わず被爆者の国家受給権利を証明する被爆者健康手帳を発給することを求めた。この裁判によって日本政府の被爆者健康手帳発給の義務が確定した。しかし、日本政府は日本国内居住者のみを受給対象とする指針、

---

<sup>11</sup> 韓国人被爆者である孫振斗は、日本に密航して収監中に病状が悪化し入院した。1972 年 3 月、日本の支援団体などの援助もあり、被爆者健康手帳交付を求め福岡県知事に行政訴訟を提訴し勝訴した。福岡県は、それに対して上告を行ったが、1978 年 3 月に最高裁は福岡県の上告を棄却した。判決は「原爆医療法は、戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根幹にある」とし、被爆者健康手帳を交付すべきであるとした。以降、外国に居住している外国人被爆者でも、来日すれば被爆者健康手帳が交付されることになった。

「402号通達」の方針を固めた。これに対して一連の裁判闘争が行われた。在外被爆者にも受給の権利を求めた郭貴勲裁判は1988年から2002年12月まで続けられ、最終的には勝訴した。<sup>12</sup>続けて、2004年2月22日に、崔季澈氏は韓国からの健康管理手当の申請却下に対し、処分の取り消しを求めて長崎地裁に提訴し、勝訴した。2007年には広島三菱徴用工被爆者裁判において、「402号通達」がもたらした不利益・損害に対する慰謝料の支払いを日本政府に命じる判決が最高裁で確定した。

一方、強制徴用被害に対する日本政府の補償を求める裁判では、日本政府の違法行為は認められたものの、時効条項と国家無答責<sup>13</sup>という法理的視点から補償の責任は否定された。現在は、医療費支援の上限撤廃など韓国の被爆者を含む在外被爆者に対する原爆医療法の完全な平等適用を求める裁判とそれを支援する運動が続いている。

補償問題に対しては、2011年韓国の憲法裁判所が、1965年韓日請求権協定で個人の補償請求権消滅如何に対して韓日間に異見があるにもかかわらず、韓国政府が原爆被害者の被害救済のため紛争を解決する措置を取らなかったのは憲法違反だと判決し、韓国政府の外交的努力を促した。韓国人被爆者の基本的人権回復をめざす日本の市民団体の支援活動は、40年以上にわたる長期持続的な韓国人被爆者との緊密な協力あるいは連帯に基づいて行われたもので、韓日間の草の根協力という両国交流協力の独特な形態を創造した。このことは、現在様々な懸案事項を抱える両国の今後の関係改善に一つの有益な示唆を与えるものだと考えられる。これに関しては後述する。

---

<sup>12</sup> 韓国人被爆者の郭貴勲は、来日中に受給していた健康管理手当が帰国後打ち切られたことに対し、その処分の取り消しと精神的苦痛に対する損害賠償200万円を求め、1998年10月に大阪地裁に提訴した。詳しくは、永嶋靖久「郭貴勲裁判は何を勝ち取り、どのような課題を残したか」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』（2012年、韓国国史編纂委員会）を参照。

<sup>13</sup> 国家ないし公務員の違法な行為によって損害が生じても、国家が賠償責任を負わないことをいう。戦前日本では判例、通説とも「国家無答責の法理」に支配されてきた。しかし最近「国家無答責の法理」を否定した判決も3件出ている（松本克美「国家無答責の法理」と民法典」、『立命館法学』2003年6号、pp.317-382）。

## 2. 研究の過程

### 2. 1. 概要

韓国人被爆者に対する研究は日本で始まったといえる。原爆投下地が日本で、原爆に対する社会的関心と認識は日本においてはるかに高かったので、これは必然的なものでもあった。韓国人被爆者問題が日本と韓国で社会問題として認識され、台頭してきたのは1965年の韓日協定以後のことである。1967年には協会が設立され、その存在が言論報道を通じて本格的に世間に周知されるところになった。

原爆被害者問題に対する研究は日本においても医学に特化し、その他の領域は後発であった。<sup>14</sup>その中でも特に韓国人被爆者問題はほとんど注目されてこなかった。今や原爆被害に関する権威的著作である『広島・長崎の原爆災害』の中でもわずか10ページを割いているに過ぎない。被爆者の数に関しては様々な算出がされているが、どれを取ってみても3.5万人の数を下回るものはない。この数字は全被爆者の10分の1に該当する。その被害者の数に鑑みても、この研究の欠如は原爆被害の全体像探求の視点からしても大きな問題といわざるを得ない。

1970年代に入って、日本でこの問題に対する体系的関心が高まるようになる。しかし、社会と学界の関心は、植民地統治やそれによる補償問題というよりは原爆被害そのものと人道主義的救護に集中していたと考えられる。

韓国人被爆者問題に関する研究は主に言論報道、寄稿、証言集など一次資料、あるいはルポ、論説、実態調査、政策報告などが多く、主なテーマは韓国人被爆者たちが実際に直面していた当面の課題、すなわち韓国人被爆者に対する医療・生活支援問題、法的保障問題など援護問題に集中していた。

韓国における被爆者研究は、初期には日本に比べて関心が低く、研究の量も相対的に少なかった。原爆に対する認識がほとんど無かっただけでなく、厳しい経済事情で彼らがこの問題に関心をもつ余裕がなかったからである。また、

---

<sup>14</sup> 川野徳幸「原爆被爆被害の概要、そして原爆被爆者の思い」、日本平和学会編『平和研究』第35号、pp.19-38。

初期には原爆投下によって植民地支配からの解放が早められたという認識もあった。これは、大局的見地から彼らの苦痛は当事者が甘受しなければならぬという受認論とともに、日本政府の放置に対する批判が主流をなした原因となる。

そういった中、70年代後半にはじめて韓国人原爆被害者問題だけを扱った単行本が登場し、80年代に入ってから学術論文が発表され始めた。1990年代以降、韓国で民主化が進むにつれて社会的弱者に対する関心が高まり、韓国政府の責任問題も浮き彫りにされはじめた。この問題が人権問題として浮上し、韓日協定の問題点が議論されるなど、ようやく研究が活発になっていく。

2000年代以降は、韓国で過去清算運動と連携して数多くの研究が行われ、それが逆に日本の市民運動と研究にも影響を及ぼすようになった。そこからは韓国人被爆者問題に関して、両国における関心の在り処の変化の様相も見て取れるものであった。

次節以降、韓国人被爆者問題に関する重要な研究を時系列的に紹介したい。まずは日本における研究、続いて韓国における研究の順で論じたい。

## 2. 2. 日本における韓国人原爆被害者研究

広島韓国人被爆者の存在と惨状が知られはじめたのは1960年代中葉である。韓国人被爆者問題がはじめて日本で報道されたのは『中国新聞』と『長崎新聞』の1965年5月14日付の記事で、韓国被爆者実態調査団の派遣が決定されたことを知らせるものであった。本格的な取材報道は1965年12月に中国新聞の平岡敬<sup>15</sup>記者（後の広島市長）が訪韓し、韓国人被爆者の実態を報道したのが嚆矢である。これを皮切りに、日本国内で韓国人被爆者問題に関する本格

---

<sup>15</sup> 同氏は少年期・青年期を現在の韓国で過ごした。同氏は1964年、釜山の被爆者の手紙を読み、翌年の1965年に韓国を訪問した。ソウルや釜山で9人の被爆者を取材し、その悲惨な生活に衝撃を受けた。同氏はこの時を振り返って、あまりにも遅く事実が目覚めたのが恥ずかしかったと述懐した。韓国訪問後、記事を出すと同時に韓国人被爆者組織の結成問題を提起する手紙を送付し、被爆者組織が結成されるとそれが平和運動へと発展することを期待したが、当時の韓国の状況は平和運動を展開できる状況ではなかったと後に回顧した。

的な議論が行われた。特に、辛泳洙<sup>16</sup>が1968年8月16日発行の『アサヒグラフ』に「原爆遺憾」を載せて韓国人被爆者の実情を訴えたが、これは韓国人被爆者自身が日本の読者向けに発した最初の寄稿である。<sup>17</sup>

韓国人被爆者を対象とするはじめての医療調査報告は、1971年に広島原爆病院・石田定内科部長によってまとめられた。石田は協会登録者6,269人<sup>18</sup>のうち252人に対して診療を実施し、同年10月「訪韓日本医師団の診療結果と医師所感」<sup>19</sup>として発表した。ソウル、釜山、陝川（ハプチョン）の三地区で協会登録被害者20分の1に該当する、252人の診察だけで韓国人原爆被害者全体の病状は推察できないことを前提とした上で、疾病の状況を要約した。<sup>20</sup>

1970年代にはいると韓国人被爆者問題が日本にも知られるようになり、さまざまなルポ、証言集、単行本が出版されるにいたる。平岡敬『偏見と差別』（1972）は、広島の被爆問題を整理したものであるが、紙幅の半分以上が韓国人被爆者問題関連の寄稿で占められている。平岡は韓国人被爆者問題を日本社会にはじめて本格的に提起したが、被害者意識だけが強調されていると広島の平和運動の問題点を指摘し、密航韓国人被爆者・孫振斗問題をめぐる日本政府と日本国民の中に潜む「二重の偏見」構造を指摘しながら、韓国人被爆者の「人間回復」への努力を「壁との戦い」と表現し、日本政府と市民の責任として韓国人被爆者支援の必要性を強調した。

---

<sup>16</sup> 1919年生まれ。広島で被爆。協会会長を務めながら韓国人被爆者運動に献身的に関わる。韓日会談以降、外国人被爆者健康手帳発給第一号（1974）となる。政府事業としての渡日治療が終了した1987年、日本政府に23億ドルの補償を請求。韓国語、日本語で多数の手記、寄稿を残す。

<sup>17</sup> 同氏は、「世はこの厄介な汚らしい集団（韓国人被爆者）を自然淘汰の結果にだけまかせているのでしょうか？」「橋の下や、防空壕のなかで、病と貧困との戦いに敗れてひとり一人死んでゆくあわれな幾千人の韓国人被爆者の惨状を見ればいたたまれず、これを全世界の人道主義的観点で声を張り上げて訴えたいのです」と述べた。

<sup>18</sup> そのうち1,570人が陝川居住。

<sup>19</sup> 朴秀馥など（1975）同掲書、p.292。

<sup>20</sup> その結果によると、ソウルでは貧血が多かったが、それは生活困窮、経済力低下による栄養障害によるものと考えられた。釜山地区では消化器疾患、ついで循環器疾患、自律神経失調症が多く、広島の被爆者の疾病傾向と類似していた。陝川地区では神経痛、原爆火傷による瘢痕が多かった。

『被爆韓国人』（1975）は当時朝日新聞のソウル特派員であった小田川興<sup>21</sup>が編集・翻訳したルポで幾つかの手記を所収している。これは、韓国人被爆者問題だけを取り扱ったはじめての単行本であり、朴秀馥<sup>22</sup>・郭貴勲<sup>23</sup>・辛泳洙などの手記と著作を総体的に整理・収録している。特に重要な文献と考えられるので、以下に若干詳しく紹介したい。

朴秀馥は序文で韓国人被爆者は、国家そして社会から完全に放置され、生と死の境界を、自分だけの力で命を繋いできたとして描写した。また同氏は、韓国人被爆者問題を今世紀神話の一コマと位置づけながら、彼らにとって第二次世界大戦はいまだ終結しておらず、韓国人被爆者たちは、人類が戦争をいまだ徹底的に反省していないことから生まれた憐れな犠牲者として、彼らの状況は「明らかに意図的黙殺でもなければ、公然たる二次殺人とも言える放棄行為」と告発した。また、韓国人被爆者の生存を「先進科学者には少なからぬ研究材料」という表現を用い、それはまさに奇跡だったと指摘した。

第二部「被爆 30 年—その日と今日」では、被爆二世を含む被爆者 9 人の手記が紹介され、第三部「再び踏む日本の土」では、郭貴勲と辛泳洙の日本訪問活動内容などが紹介された。小田川は巻末の解説で、強制動員の歴史的問題、補償問題の本質、被害者の自力救済過程、日本の責任、韓国の総力安保体制によって韓国人被爆者問題を無視した韓日両国政府の政治姿勢を強く批判しながら、韓国人被爆者たちの自立志意と決意に熱いエールを送ったのである。

冒頭若干ふれた『広島・長崎の原爆災害』（1979）は朝鮮被爆者の特殊性、動員の強制性などを客観的に分析しながら、被爆朝鮮人の規模と被爆状況の把握に努め、朝鮮人被爆者問題の動向にも言及した。特に在日朝鮮人の人口変動について、日本側の資料を広範囲に引用しながらその把握に努めた。また被爆

---

<sup>21</sup> 1942 年、北海道生まれ。朝日新聞ソウル支局長、編集委員を経て早稲田大学客員教授を歴任。現在、在韓被爆者問題市民会議代表。著書に『38 度線 非武装地帯をあるく』（2008 年、高文研）、『被爆韓国人』（1975 年、朝日新聞社）、『朝鮮半島・平和の構図』（1985 年、朝日新聞調査研究室）、『北朝鮮—その実像と軌跡』（1998 年、高文研）、『日朝交渉—課題と展望』（2003 年、岩波書店）（以上共著）などがある。

<sup>22</sup> 1930 年生まれ。釜山日報記者、韓国文化放送プロデューサーを経てフリーのルポライターとして活躍。

<sup>23</sup> 1924 年生まれ。教職を務めながら韓国人被爆者運動に献身、協会会長を歴任した。

後の被爆者としての精神的、肉体的、生活的打撃に加えて民族的な差別を受けて苦しい生活を余儀なくされたことを指摘しつつも、被爆当時の実態、死亡の実態、帰国、残留、移動の実情、被害の内容に対する科学的な検証に基づく全体的な状況の解明は今後の研究を俟たなければならないとしている。<sup>24</sup>

1970年代には、日本に居住する朝鮮人、韓国人の被爆体験記を集めた文献が多数発行された。朴寿南『朝鮮、ヒロシマ、半日本人—わたしの旅の記録』（1973年、三省堂）、広島県朝鮮人被爆者協議会編『白いチョゴリの被爆者』（1979年、労働旬報社）、そして吉留路樹編著『アイゴ！ムルダルラー—広島・長崎被爆朝鮮人の35年』（1980年、二月社）などの証言集が上梓され、日本政府と日本人を告発した。<sup>25</sup>

1980年代にはいると韓国人被爆者の全体像を描く作業が進み、強制連行と原爆との関係に関する研究が本格化しはじめた。長崎在日朝鮮人の人権を守る会が『原爆と朝鮮人、長崎朝鮮人被爆者実態報告書』五集<sup>26</sup>を発行した。これは、1982年の第一集に始まり1991年の第五集まで跛行された。第一集の序論で岡正治は、世界唯一の被爆者は日本人だけではなく、悲劇的な原爆被災民族になった朝鮮人の悲劇的存在を忘れてはならないと指摘した。

平岡敬の『無援の海峡』（1983）は、前述の『偏見と差別』以降の80年代初期までの韓国人被爆者に焦点を当て、その存在をあらためて世に問うたものである。同時に、1960年から83年までの日本の参考資料の目録を整理・紹介した。<sup>27</sup>ここで同氏は、韓国人被爆者は自らの体験を語るとき「なぜ自分が日本へ来たのか」からその体験を語りはじめると同時に、日本人から受けた差別や生活の苦労話など、植民地時代の心の傷に重点を置く傾向があり、それは日本人被爆者との明らかな違いであると指摘する。<sup>28</sup>また、同氏は孫振斗裁判の後に日本政府が、韓日政権政党間の3項目医療支援合意の所要経費の支出は対韓経

---

<sup>24</sup> 広島市長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』（1979年、岩波書店）pp.357-358。

<sup>25</sup> 平岡敬『無援の海峡』（1983年、影書房）p.280。

<sup>26</sup> それぞれは次の通り。第一集長崎編（1982）、第二集島嶼編（1983）、第三集総集編（1984）、第四集軍艦島編（1986）、第五集（1991）。

<sup>27</sup> 平岡敬『無援の海峡』（1983年、影書房）p.283。

<sup>28</sup> 平岡敬（1983）同掲書、p.280。

済援助の枠内で行うものであり、これを補償とはみなさないという立場を示したことに對し、無責任であると批判した。渡日治療の問題点として、長期間日本旅行が可能な者、ある程度の経済的余裕のある者に限られていることを指摘し、国家責任による援護と補償だけが彼らを救える道であることを力説したのである。

在韓被爆者問題市民会議編『在韓被爆者問題を考える』（1988年、凱風社）は韓国人被爆者問題の研究者と活動家たちが東京の四谷に集い、それまでの活動を再検討し、今後の課題をまとめたものである。<sup>29</sup>韓国人被爆者問題関連の重要な論点が包括的に整理されており、特に重要だと考えられるので若干詳しく論じたい。なお、同書には在韓被爆者関係年表と文献が網羅されており、孫振斗裁判の最高裁判所判決文、日韓両国与党間の覚書の内容など一次資料も多数収録されている。

高木健一弁護士は、韓日間の戦後処理の三大懸案事項として、サハリン残留韓国人問題、在韓被爆者問題、在日韓国人の法的地位問題を取り上げた。同氏は、韓日両国は戦後処理を有償・無償の5億ドル経済協力資金提供をもって外交的に終結しようとしたと指摘した。また、その交渉過程においてサハリン残留韓国人、在韓被爆者問題が検討から除外されたことを取り上げ、韓日協定の問題点をあらためて指摘したのである。なお、同氏は日本の戦後処理立法は外国の趨勢とは異なり、戦後の国籍によって差別化を行ったことを指摘した。<sup>30</sup>

平岡敬は「在韓被爆者の戦後史」で、日本が唯一の被爆国たることを唱えて平和を訴えているが、朝鮮人被爆者の存在を忘却・無視する日本人の意識構造を見直さなければならないと指摘した。また同氏は、協会の前史と設立過程、孫振斗裁判までの過程を詳細に検討した。1968年、日本ではじめての原爆犠牲者慰霊祭が開かれ、1970年には本川西側に韓国人原爆犠牲者慰霊碑が建立されたが、それが平和公園の域外であったため差別の象徴になってしまったと指摘

---

<sup>29</sup> 集会参加者は平岡敬（中国放送社長）、伊東壮（山梨大学教授）、中島竜美（評論家）、高木健一（弁護士）、椎名麻紗枝（弁護士）、辛泳洙（韓国原爆被害者協会会長）、力久隆積（善隣会教主）、石川洋一（一灯園）、鎌田定夫（長崎総合科学大学教授）、豊永恵三郎（広島電気大学校付属高校教員）、松井義子（大阪YWCA）など。

<sup>30</sup> これと関連して小川政亮は「被爆者援護の法理」（在韓被爆者問題市民会議編（1988）同掲書、p.186）でドイツとの比較と法律的検討を行った。

する。韓国人被爆者運動の推進方向を模索していた最中に発生した孫振斗問題とその訴訟は、日本に大きな問題を提起し、韓国人被爆者の権利意識に多大な刺激を与え、日本政府にも多大な影響を及ぼしたと評価した。

日本で展開される平和運動との連帯がなかなか進まなかった理由の一つとして、日本平和運動の背後に政党の影があり、革新政党との接触が禁忌視されたと指摘した。しかしその一方で、日本政府や韓国政府を動かさない協会は、日本弁護士連合会人権擁護委員会に補償救済に関する要請を行い、そこから裁判闘争を含むさまざまな人道的進展が始まったことを指摘した。

同氏は韓国人被爆者問題が根本的解決に至らなかった日本側の原因として、日本政府の責任回避、広島・長崎にそれほど多くの朝鮮人が住むようになった歴史的背景の看過、平和運動における被爆韓国人問題の不在を指摘した。<sup>31</sup>

韓国側の問題としては、韓国に「原爆症」に対する正確な知識がなく、伝染説・奇形児説などの偏見が存在していたこと、同時に、韓国の原爆に関する歴史観が日本と全く違うことを取り上げ、韓国では原爆によって日本が降伏し、その結果、韓国の解放・独立がなしえたとする歴史観があることを指摘した。

このような韓国社会における偏見構造のなかで、韓国人被爆者が自分の存在を訴えるのは非常に困難であり、肉体的苦痛だけでなく、韓国社会で理解されない精神的苦痛の二重の苦悩に韓国人被爆者の特異性があると指摘する。

同氏は今後の課題として、次の五点を挙げた。①援護は医療だけでは十分ではなく、生活重視の観点からの生活安定措置が不可欠、②原爆後遺症に関する正確な医学情報の提供、特に韓国政府に正確な情報の伝達、③可能な限り詳細な実態調査、④生存者の記録収集・整理、⑤韓国人被爆者問題の広島・長崎平和思想における正確な位相の設定。特にこの点に関しては朝鮮人、韓国人に対する蔑視体質、差別体質を克服できない限り、広島・長崎の平和思想がアジア人の胸をうつことにはならないと指摘した。

---

<sup>31</sup> 在韓被爆者問題市民会議編（1988）同掲書、p.23。

日本被団協会長であった伊東壯<sup>32</sup>は、「原爆被害者保護法と在韓被爆者」において原爆はすべての人間を無差別に、そして等しく殺生したものであると指摘した。1977年開催のシンポジウムで報告された「20カ国に被爆者が存在し、老人・女性・子供といった社会的弱者の死亡者が多かった」との報告に言及しながら原爆の非人道性を強調した。また、同氏は、韓日両国の被爆者には核兵器による被害者としての共通の面があるが、戦前・戦後の歴史過程による違いがあり、特に韓国人の場合、原爆投下が多少なりとも‘解放’に資したことから、原爆をどう意味つけるかについて混乱があったと指摘した。

つづいて、原爆投下と南北分断はともに冷戦構造と深い関わりがあり、韓米防衛条約をもって、韓国はアメリカの核の傘を容認しながら、核こそ平和を守るものであり、その被害者は悪という不思議な論理を適用しながら、韓国人被爆者を放置したと批判した。

同氏は、韓国人被爆者援護の責任は日米韓政府それぞれにあると指摘した。つまり、日本政府には過去の責任、日韓条約締結責任、現在経済大国としての責任があり、アメリカ政府には、非人道的兵器の使用、戦後の核軍拡政策と原爆被害の隠蔽、無視についての責任があり、韓国政府には米国の核の傘への依存と核政策容認、安全無視と社会保障軽視、被爆者援護政策怠慢の責任がある。従って、彼らに対し、日本政府による賠償的救護と韓国政府による援護立法が必要であると主張した。

補償責任問題については、日本はサンフランシスコ講和条約第19条によって、アメリカに対する賠償請求権を放棄した。これによって、政府に補償の責任が生じたように、韓国政府が韓日条約で被爆者の請求権を放棄したのであれば、放棄の責任、あるいは日本政府との交渉の責任を負うと指摘した。

また韓国人被爆者を反核・反帝国主義・反民主主義の生き証人として位置づけ、日本の被団協は韓国人被爆者との連帯を目指すべきであるにもかかわらず、そうできなかった理由として、韓国人被爆者の側に「あんな日本の連中と

---

<sup>32</sup> 同氏は1959年、東京原爆被害者団体協議会（「東友会」）での活動時、朝鮮人、韓国人に対する罪意識から、朝鮮人被爆者に対して日本人被爆者の3倍ほどの救護金を寄贈したことがある。1970年代はじめに韓国原爆被害者協会の辛泳洙会長に面会した際も、その罪の意識から真っ先に謝罪したと述懐した。

付き合うな、運動をやめろ」といった圧力がかかるのは韓国人被爆者に申し訳ないからだ」と述べている。韓日には被爆者運動が展開されながらも、一方ではそれぞれ米国との安保条約が存在する。この現実を認識すべきだと指摘した。

中島竜美<sup>33</sup>は「朝鮮人被爆者の歴史的意義と日本の戦後責任」の中で、植民地時代のいくつかのスローガンを例として取り上げ、日本政府の非人道的政策を批判した。「一億一心、炎の勢いで」は、その1億に朝鮮・台湾を含むとし、強制連行を合理化し、「生んで繁殖せよ」では1960年までに「1億人口」を達成するという長期的人口政策として、ナチの優生学的思想に影響されて人口増加政策を推進したと批判した。一転、戦後には人口抑制政策へと転換し、満州・朝鮮から帰国した妊婦に中絶手術を行ったり、被爆者の妊婦に対しては継続的観察及び遺伝調査を行うなど、被爆者問題を公衆衛生対策の一環として扱った。しかし結局、戦後8年間被爆者に対して国家は何もしなかったと批判した。

また、日本は、「一視同仁」を唱えながらも、解放後援護・送還の義務を果たさず自力で帰国させるなど、戦中・戦後に朝鮮人の人権を侵害したと非難した。同氏は、原爆傷害調査委員会（Atomic Bomb Casualty Commission。いわゆるABCC）だけが被爆者を実験対象にしたのではなく、日本政府みずからも国体維持のために日本の被爆者を最大限利用したと批判した。原爆被爆者援護対策は放射能被害のみを対象とし、戦争被害を含まないため、十分な対策ではないとも指摘した。

中島は、孫振斗裁判の勝訴が如何に国家の対策を揺るがしたかを説明した。裁判の結果、基本懇談会が誕生し、その後、国家が在外被爆者を分断するためにいかに巧妙な行動をとったかを記述した。原爆医療法の根底には国家補償の精神があるとする、1978年3月の孫振斗裁判での最高裁勝訴結果を踏まえ、自民党政調会も原爆2法修正の問題を議論し始めた。またこれにより、厚生大臣の私的諮問機関、基本懇談会が設立され、1979年6月外国人対策として3項目

---

<sup>33</sup> 1928-2008年。東京生まれ。本名は中島竜興。1952年大学卒業後、文筆活動の中で原爆被害者の補償、援護問題を中心に取材を続ける。平岡敬と1968年に密航した韓国人被爆者・孫貴達を支援し、つづいて1970年には密航した彼女の兄・孫振斗の裁判闘争など韓国人被爆者支援運動に献身した。在韓被爆者問題市民会議代表を歴任。著書で『日本原爆論大系第3巻 原爆被害は国境を越える』（1999年、日本図書センター）などがある。

を与党間で合意し、1980年11月渡日治療だけを実施したと説明する。しかし基本懇談会は1980年10月、戦争被害は国民が等しく甘受しなければならないという意見を提出した。このことは、「国民」という言葉で事実上外国人を排除したと批判した。

1990年代には日本軍慰安婦問題が提起され、日本政府の責任が両国間の懸案事項になった。また日本の植民地支配と強制連行、日本政府の国家責任が活発に議論された。たとえば、深川宗俊の『海に消えた朝鮮徴用工―鎮魂の海峡』（1992年、明石書店）と長崎朝鮮人の人権を守る会編『朝鮮被爆者の証言―長崎からの証言』（1989年、社会評論社）がその例である。

市場淳子<sup>34</sup>は、1999年の韓国語論文「三重苦を嘗めてきた韓国人原爆被害者たち」（『歴史批評』1999年冬号、歴史批評社）において、韓国人被爆者が当時日本に住んでいた歴史的背景から紐解き、日本政府の責任を体系的に論じた。続いて、『ヒロシマを持ちかえった人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』（2000年、凱風社）を発刊した。同書は2003年に韓国で『韓国の広島―百年の怒り、韓国人被爆者とは誰か』というタイトルで翻訳出版され、韓国における被爆者研究の活性化に拍車をかけた。そこでは、韓国人被爆者運動の歴史を四段階に分類し、それぞれを次のように意味づけた。第一段階は被爆から1966年協会設立前までとし、「捨てられた韓国人被爆者」と位置づけた。第二段階は1967年の協会設立以後から1978年孫振斗裁判勝訴までとし、「立ち上がる韓国人被爆者」と意味づけた。第三段階は1979年両国政府合意による渡日治療から1989年日本政府の4,200万円国際拠出金支援までとし、「補償拒否で一貫する日本政府」と命名した。第四段階は1990年盧泰愚（ロ・テウ）大統領訪日をきっかけとした40億円支援から2000年までの間とし、「人道的支援ではなく補償を」と意味づけた。

市場は「韓国の広島」と呼ばれる陝川地域における植民地支配の実態を歴史的に考察しながら、なぜ多くの同地域の人びとが日本へ渡ったのかを考察し

---

<sup>34</sup> 1956年広島県生まれ。1976年孫振斗裁判の支援運動に関わり、1978年、韓国原爆被害者を救援する市民の会の世話人になる。1979年、辛泳洙の案内で韓国人被爆者の実態調査を始め、現在まで韓国人原爆被害者支援運動に貢献する。現在「韓国原爆被害者を救援する市民の会」会長を務めている。

た。また、軍事都市広島形成、広島における朝鮮人の生活、あるいは陝川と広島の交流についても触れた。

広島大学文書館編『平岡敬関係文書目録』（IPSHU 研究報告シリーズ No.34、2005 年、広島大学平和科学研究センター）は平岡氏所蔵の韓国人被爆者関係資料の目録である。約 1,200 点の資料群は、1960 年代から 1990 年代までの韓国人被爆者に関するものが中心であるが、中には特に同氏が深く交流した協会に関する資料、あるいは情熱をもって取り組んだ孫振斗裁判関係の貴重な一次資料が多く含まれている。なお、本目録の資料は 2004 年 5 月に広島大学に寄贈され、現在は広島大学文書館によって保管・公開されている。<sup>35</sup>

市場はまた 2006 年「『唯一の被爆国が』生んだ在外被爆者」（岩波講座 アジア・太平洋戦争〈4〉『帝国の戦争経験』）で、在韓被爆者の闘争として始まった「被爆者援護の平等適用を求める裁判闘争」が「在外被爆者の闘い」となる経緯を分析することにより、在韓被爆者問題の本質を説いた。

最近では、2011 年 7 月に長崎在日朝鮮人の人権を守る会が『軍艦島に耳を澄ませば』を発行した。同書は、先に取り上げた『原爆と朝鮮人』の中から軍艦島と呼ばれる端島に関わる内容を抜き出し、新たに強制徴用され被爆した韓国人 3 名の証言と韓国 KBS によって放送されたドキュメンタリ内容などを収録し、再編したものである。

## 2. 3. 韓国における韓国人原爆被害者研究

韓国における韓国人被爆者問題は、言論報道とルポなどを通じて世間に知られた。韓国ではじめて被爆者問題を提起したのは、郭貴勲であると言えよう。郭は 1959 年 8 月 6 日から四回にかけて『韓国日報』に原爆体験を寄稿した。1965 年 3 月 20 日には、ソウル放送が韓国に 203 人の被爆者がいることを報道したが、この二つはともに大衆の関心を得ることはなかった。

韓国人被爆者に対するはじめての調査は、1964 年韓国原子力放射線医学研究所によって実施された。1965 年には、大韓赤十字社が 201 人の被爆者名簿を作

---

<sup>35</sup> また平岡氏は 2011 年に『時代と記憶』を著した。そこでは 1965-1990 年の間に発表した寄稿文のなかで、従来の著作に載せなかったものを中心に所収した。

成し、彼らを対象に全国規模の調査を行った。調査の過程で、約 600 人が被爆者であることを名乗り出た。

1970 年には韓国放射能医学研究所が、当時の広島大学原爆放射能医学研究所長・志水清博士の協力の下、李章圭博士など 5 名の研究者による実態調査を実施した。ソウル市一円の被爆者 91 人（被爆二世 28 人を含む）に対し問診を行った。その結果は『国内原爆被害者に対する医学的観察および調査』にまとめられた。それによると、頭痛 30 %、四肢無力感 17 %、消化不良 11 %、胃腸障害 34 %、肝臓の肥大化 21 %、高血圧 12 %、火傷跡 12 %という結果であった。

月刊『新東亜』記者であった金東炫は「韓国の原爆被害者」と題して、1973 年 8 月号に、68 年からの協会運動の経過と原爆被害者の病苦と貧困の実態を紹介した。

韓国でこの問題を本格的に取り上げたのは、1975 年に『声もない、名もない。韓国原爆被害者の 30 年』を著したルポライター兼放送作家の朴秀馥であった。朴は 8 年間、韓国各地の被爆者を訪問し、渡日の経緯、被爆時の状況、帰国後の生活、闘病の状況などを克明に記録し、被爆から 30 年を経て、はじめて韓国人被爆者の生々しい声を韓国に伝えたのである。そのエッセンスは日訳され、朴秀馥など『被爆韓国人』に再録されている。

在韓被爆者の実態把握のための本格的調査が実施されたのは、1970 年代以降のことである。1967 年に設立された協会は、まず被爆者の数の把握に注力した。各地の被爆者を訪ね、彼らの生活実態を調査する努力は、協会設立以後、継続的に行われた。それには、当時韓国人被爆者支援運動を展開していた韓国教会女性連合会が積極的に協力した。調査は 1975 年を皮切りに、1977 年、1979 年と、3 回にわたって実施され、その結果は報告書としてまとめられた。

韓国教会女性連合会会長を務めた李愚貞は、広島平和会議参加後に韓国人原爆被害者の存在を知り、「韓国の原爆被害者」を季刊『創作と批評』（1975 年春号）に寄稿した。そこには韓国人被爆者の現況、報償運動の歴史、被爆者の健康状態などが著された。同年には韓国教会女性連合会による『韓国原爆被害者実態報告書』が発行された。

1976 年には、のちに協会会長を勤める姜壽元が『可恐原爆弾投下一果たして

人類絶滅するのか』を発行した。第1部には原爆被害及び核問題、第2部には韓国人原爆被害者補償要求運動の歴史と被爆者の実例、そして自身の被爆体験をまとめた。

1977年にはムン・ソジョンとイ・サンファが「原爆被害韓国人に関する研究」を『韓日間の未清算課題』（亜細亜文化社）にまとめた。

韓国の延世大学校の李命根博士は、1982年から1988年までの間に、韓国人被爆者1,844人を診療し、その記録をもとに学術論文を発表した。その中で、同氏は韓国人被爆者には日本人被爆者より重症患者が多く、白内障など放射能の直接的な後遺症よりも関節炎・胃腸障害などが多く観察されるとし、その原因として、原爆専門医療機関の欠如、生活の困窮などを指摘した。

1984年に韓国教会女性連合会が再び『韓国原爆被害者実態報告書』を刊行し、続けて1989年には『その日以後—韓国原爆被害者に対する記録』を世に問うた。1985年には協会が『韓国原爆被害者たちの現況資料集』を発行した。また、既述の朴秀馥は1986年に『核の子供たち』という被爆二世に関する書籍を出した。1987年には、白忠鉉と鄭寅燮が『大韓弁護士協会誌』（1987）の中に「在韓被爆者の現況と法的救済問題」を書いた。1988年には白竜均等が「原爆被爆者とその子女に対する臨床的及び染色体異状に関する研究」（『大韓内科学会雑誌：31巻第4号』）を発表した。また1989年には、協会が『沿革、現況、実態』という資料集を発行した。

政府レベルでの実態調査は、1990年に韓国保健社会研究院によって行われ、報告書が出された。この調査は韓国国内の被爆者2,085人のうち1,982人を対象として実施されたもので、政府レベルでははじめて実施されたものであった。しかし、その調査の実態は、日本が実施する予定であった韓国人被爆者に対する保健医療対策支援金の用途を検討するために実施されたものであった。協会会員だけを対象として二ヶ月間、身元情報、生活実態、日本居住状況、被爆当時の状況、被爆後の健康・医療機関利用状況および社会福祉需要の調査であった。

論文としては1993年に金正慶が「韓国原爆被害者福祉対策に関する研究」（中央大学社会開発大学校大学院、修士論文）を、1994年、韓国教会女性連合

会が『原爆被害者援護と反戦反核平和運動』を、1995年にイ・サンファが「原爆被害者の暮らしと残された補償問題」（『近現代史講座 95-11』、韓国現代史研究会）という論文をそれぞれ発表した。

市場淳子の「三重苦を嘗めてきた韓国人原爆被害者たち」は、辛泳洙の一連の著作から韓国人被爆者自身が問題をどのような角度から把握しているかを考察した。<sup>36</sup>そして韓国人被爆者の日本に対する損害賠償請求権、米国原爆投下の国際法上の違法性、日本人被爆者の対米請求権などを論じながら、韓国人原爆被害に対する責任の所在を明らかにしようと試みた。

2000年代に入り、韓国人被爆者問題に関する研究は活発化してきた。それは韓国の民主化に伴って、基本的人権問題に対する関心が高まったことにも起因する。

協会の会長を務めた崔日出が、2002年に「韓国原爆被害者と戦後補償問題」（『金海文化』）を発表して、2003年には市場淳子の『ヒロシマを持ち帰った人々』が韓国で『韓国の広島』という題目で翻訳された。

また、1995年、ムン・ソジョンとイ・サンファが「原爆被害韓国人に関する研究」を韓国挺身隊問題研究会編『韓日間の未清算問題』に発表した。同論文は、韓国人原爆被害者たちの生活実態を世代別、性別によって、補償運動と日本政府の責任に言及しながら考察している。また、この問題に対する研究が少ない理由として、植民地時代に対する学界と社会の関心が形式的水準に留まったことと協会構成員の能力不足をあげている。日本軍慰安婦問題への高い関心は、女性運動界と女性学界がそれぞれ社会問題化させ、国際人権問題の 이슈にまで拡大させた結果だと指摘する。原爆被害者たちの健康生活実態については、83年韓国教会女性連合会の実態報告書と91年韓国保健社会研究院の実態調査をデータとし、証言等を加え、再構成した。90%以上の被害者が後遺症を訴えているし、70%以上が平素の健康状態が悪いと認識していたと指摘した。被爆一世の男性には労働力喪失、責任を家族に嫁する罪悪感が現れたと指摘した。女性の場合は特に、非常に低い有配偶者率（男性の93%に対して女性

---

<sup>36</sup> 辛泳洙は彼の一連の著作で、原爆投下の責任、韓国人被爆者の団結、韓国人被爆者の不条理性について、告発の必要性を指摘した。

は 64%)、高い被爆後不妊率 (25.2%) が指摘された。半数以上の一世が子供に後遺症があると答え、大部分の二世も労働に不便さがあつたり、自覚症状を訴えた。二世は学歴が高い場合、二世という事実を隠す傾向にあることも指摘された。<sup>37</sup>

そのほかにも白玉淑は「韓国原爆被害者の特性と支援現況に関する研究」(2004)を檀国大学行政法務大学院に提出し、晋珠は「原爆被害者証言の社会的構成と内容分析」(2004)というタイトルで修士論文を全南大学大学院に提出した。許光茂の「韓国人原爆被害者に対する諸研究と問題点」(『韓日民族問題研究』V6、2004)は韓国人被爆者研究の重要性、これまでの研究動向と成果をまとめながら、課題と展望を論ずる。

鄭根埴による『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』(2005)<sup>38</sup>は晋珠が収集した韓国人被爆者 21 人の証言を再録し、市場淳子の論文を加え、構成されている。特記すべきは、鄭根埴は韓国で被爆者の声が届かなかった重要な理由として、原爆を投下したアメリカや強制連行した日本の責任を追及することを、朝鮮半島分断体制や軍部権威主義政権が構造的に許容しなかったためだと指摘した点である。またアメリカが主導する戦後の東アジア支配体制は、原爆関連報道に対する厳格な検閲から始まったと指摘し、戦後の韓米日同盟構造は、原爆に対しての発言、あるいは想像を妨げる無意識的装置であったと説く。

同時に、韓国人が原爆被害者に対して無関心であったことは、朝鮮半島を支配してきた強固な冷戦分断体制の影響だと指摘する。<sup>39</sup> 一方、米国の原爆投下と戦争犯罪、さらには人類の普遍的正義としての賠償の問題を提起している。<sup>40</sup>

国家人権委員会は、2004 年韓国人権団体の呼びかけによって、人道主義実

---

<sup>37</sup> 同論文は、日本政府から 1990 年に 40 億円の支援金を受け取ったことが補償要求を難しくした側面はあるが、それが原爆被害者の実質的な援助に繋がらなかったとし、人道的支援として補償や賠償ではなく、謝罪を請求する権利は残っていると指摘した。また、韓国政府も韓日協定締結の際、この問題を排除し、その後数十年放置した責任があるとし、韓国政府にはこの問題を解決する積極的意志が必要だと論じた。

<sup>38</sup> 2007 年に市場淳子により『韓国原爆被害者苦痛の歴史』として日訳、出版された。

<sup>39</sup> 鄭根埴 (2005) 『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』 ソンイン、p.7。

<sup>40</sup> 鄭根埴 (2005) 同掲書、p.15。

践医師協議会に依頼、「原爆被害者二世の基礎現況および健康実態調査」を遂行した。陝川地域被爆一世 223 人に対する健康実態調査の結果、被爆一世は対照群に比べて罹患期血圧、肝酵素 AST/ALT、血液ヨウ素窒素などが統計的に有意に高かった。逆に、ヘマトクリト (Hematocrit)、空腹時血糖、クレアチン (Creatine) の測定値に関しては、対照群の方が統計的に有意に高かった。これらの結果は、日本の被爆者との比較を通し、今後検討する必要がある。

ジョン・ジンソンによって書かれた『暮らしは続けられねばならない—原爆二世患友金亨律評伝』(2008 年、ヒューマニスト) は、韓国人被爆二世に対する関心と支援を訴えて亡くなった、被爆二世の金亨律の活動を紹介、韓国人被爆二世問題に対しての関心を呼びかけた。

韓国国務総理室傘下強制動員被害真相糾明委員会は、2008 年に『わが身に刻まれた八月』、2009 年に『強制動員名簿解題集 1』、2011 年には『広島長崎朝鮮人原爆被害に対する真相調査』という資料集を続けて発行した。

『韓国原爆被害者 65 年史』(2011) は協会が発刊した資料集である。協会の設立以後の歩み、そして関連資料に 500 ページを割き、被爆者の証言に 450 ページを当てた。同書により、2011 年までの韓国被爆者たちの韓日両政府への要求の内容、法廷闘争、そして日本との交流の過程などが理解できる。

「在韓原爆被害者問題に対する韓日両国の認識と交渉態度(1965-1980)」(『アジア研究第五十五巻 2 号』2012) は、キム・スンウン高麗大学校前任研究員が 1968 年から韓国外交部が作成してきた「韓国人原爆被害者救護問題」というファイルのうち、韓国政府が文書公開した 1980 年までのものをすべて入手し、それをもとに韓日請求権協定以降の韓国政府と日本政府の韓国人原爆被害者問題に対する対応策を分析した論文である。<sup>41</sup>

日本の弁護士たちと市民団体は 2011 年韓国人被爆者訴訟資料を韓国の国史編纂委員会に寄贈した。それを記念して 2012 年に学術会議が開催され、その結果は『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』(同編纂委員会編) にまとめられた。そこには韓国人被爆者訴訟運動にかかわる数編の重要な

---

<sup>41</sup> 論文はまた、韓日請求権協定の法的責任問題についての根本的限界に触れながら、韓国政府のように日本政府による関連文書公開の必要性を指摘した。

論文と証言をのせている。たとえば、永嶋靖久などの弁護士は従来の主要裁判の経過とその意義を説明し、市場淳子は日本政府による人道的支援を五段階に分けて説明し、原爆医療法の平等な適用を現段階の最大の課題として指摘した。またキム・スンウンは「韓日過去清算と韓国人原爆被害者訴訟運動の歴史的意味」で、韓国人被爆者運動を韓日歴史清算運動として位置づけ、原爆被害者問題と共に韓日市民社会の活動を中心に五段階に分けて説明した。<sup>42</sup>

そのほか大邱 KYC という NGO は、10 年にわたって大邱・陝川両地域の原爆被害者約 30 名の「口述生涯史録取事業」を開き、それを起こした資料が韓国学中央研究院に保管されている。しかしまだ公開には至っていない。

### 3. 研究の現状と成果

これまで韓国人被爆問題に関する日本における研究と韓国におけるそれをそれぞれ概観した。冒頭指摘したように、韓国人原爆被害者問題の重要性と歴史的象徴性に鑑みれば、その研究の量は絶対的に少ないといわざるを得ない。また、日本における原爆被爆研究や韓国における日本軍慰安婦問題に比べても研究の量は少ないといえる。特に、後者に関しては、基本的人権という枠組みの中で同列に議論されることが多々あるにもかかわらず、韓国国内での関心度は相対的に低かった。それは、彼らが日本でも韓国でも常に疎外された部外者であり、少数者でありつづけてきたこと、歴史環境を鑑み、受け入れられるべき被害と受け止めたのに起因する側面がある。

研究量の少なさは否定できないが、それでもこれまで見てきたように、韓国人原爆被爆者の研究は着実に成果を挙げている。そして、本稿で取りあげた先行研究は以下のような各視点で論じられる傾向にあった。それらを整理し、本稿のまとめとしたい。

第一は、多くの著作、論文は基本的人権の視点で議論が発展して来たという点である。研究の基礎となる証言収集、その分析作業は広く行われ、1970 年代

---

<sup>42</sup> 五段階は次の通り。胎動期（孫振斗訴訟と韓国人被爆者問題の台頭）、模索期（渡日治療と 40 億円医療支援）、触発期（三菱広島徴用工訴訟）、拡散期（郭貴勳訴訟）、跳躍期（被害者連帯運動へ）。

から多くの証言集、報告書が世に出た。小田川興がまとめた『被爆韓国人』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会編の『原爆と朝鮮人』（全5巻）、韓国原爆被害者を救援する市民の会と韓国教会女性連合会共同の実態調査などがその代表作であろう。1990年代以降は、韓国政府が関わった実態調査も数回行われた。

その結果、韓国人原爆被害者問題の非人道的側面、強制動員、強制労働の違法性があらためて議論され、日本における裁判でもそれらが引用されることもあった。それらは、日本の戦後処理に関わる本質的な諸問題をも提起することとなった。たとえば、平岡敬は韓国人被爆者に対する「人間回復」がなされない限り戦争は終わっていないし、植民地政策も終わっていないと指摘する。さらに、日本人被爆者が被害者であると同時に加害者であるという視点から、新しい「ヒロシマ」の思想が生み出されると指摘した。平岡敬、中島竜美、市場淳子などの救援運動、裁判闘争などの権利回復過程に関する研究は、本質的に基本的人権の視点から、韓国人被爆問題を捉えていたのである。

次の特徴は韓国人被爆者研究が、問題の起源となる韓日関係と日本、韓国の責任に関する研究の文脈で議論される点である。『在韓被爆者問題を考える』（1988）はその代表作として挙げられる。高木は、韓国人被爆者被害の性格と本質を議論し、植民地支配と原爆被災という「二重の被害」を指摘し、平岡は、病苦、生活苦、差別の「三重苦」を鋭く議論した。伊東は、日本の植民地支配、戦争責任を含め日米韓の責任を取り上げ、中島は植民地時代のスローガンである「一億一心、炎の勢いで」によって強制連行を合理化し、「一視同仁」を唱えながらも、戦中・戦後では朝鮮人の人権を著しく侵害したと日本政府を批判した。同様に、韓国でもこの文脈で議論されることが少なくない。特に、2000年代以降、韓国では過去清算運動が展開されたが、この運動と連動し、韓国人被爆者問題があらためて取りあげられた。それは結果として、日本の市民運動と研究に影響を及ぼすようにもなったのである。このことは、韓国人被爆者問題に対しての両国における関心の度合いが変化してきていることも示している。

ムン・ソジョン、イ・サンファは「原爆被害韓国人に関する研究」において、韓国人原爆被害者の生活実態、補償運動、そして日本政府の責任を論じた。同

時に、この問題に対する研究量の乏しさの理由として、植民地時代に対する学界と社会の関心が行事開催など形式的水準に留まったことを指摘した。さらに、日本軍慰安婦問題への高い関心は女性運動界と女性学界がそれを社会問題化させ、国際人権問題のレベルまで拡大させたと説く。また、キム・スンウン（韓国民族問題研究所研究員）は韓国人被爆者運動を韓日歴史清算運動という視点から捉え、韓国の被害者連帯から、韓日市民連帯へ発展することの重要性を説いた。

また、それ程多くはないが、冷戦構造と非核平和運動の文脈で捉える研究も幾つか散見される。『在韓被爆者問題を考える』はその代表的なものであろう。平岡は日本の平和運動での被爆韓国人問題の不在と日本と韓国社会に存在する偏見の構造を指摘した。同時に、韓国人被爆者運動が日本の平和運動と連帯出来なかった理由として、日本の平和運動の背後にある政党の影を指摘した。伊東は、日米韓三国の責任所在を具体的に論及した。

以上の視点は、90年代以降の韓国における韓国人被爆者関連研究に影響を及ぼした。2005年に鄭根埴は『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』で原爆を投下したアメリカや強制連行した日本の責任について、分断体制や権威主義政権の問題、朝鮮半島を支配してきた冷戦分断体制の文脈で議論した。

#### 4. 研究の欠如と今後の課題

本稿で見てきたように、従来の研究は、実態調査、被害者の代弁、あるいは人道主義的見地からの訴えに関する研究が多かった。また植民地支配と各国政府の無関心に対する批判、政策提言、非核平和の訴えなど実践的課題を提起するものが多かった。被爆者をめぐる歴史的考察・理論的考察、そして平和運動としての連帯問題は90年代までは韓国よりむしろ日本の方が深化していたが、最近では、韓国の方が活発に議論している。それでもなお、本格的な人文学や平和学の視座からの理論的研究はこれからの大きな課題だ。

韓国人被爆者権利回復のための運動は、40年以上の韓日間の草の根協力・交流の賜でもあり、独特な市民運動連携の形を作った。それは時に世論、司法、

行政を動かし、法律、制度の改善にも寄与した。しかしながら、この韓日間の草の根協力・交流に関する研究は、断片的な事実の記載に留まっていると言わざるを得ない。両国間の運動の進展をもたらしたこの草の根協力の過程、意義を紐解くことは今後の両国間の未来志向的な関係を構築する上で非常に有益な示唆を与えると考える。

それにより、従来ほとんど議論されることのなかった韓国人被爆者の韓国社会における戦後の生活が明らかになるであろう。特に、帰国直後から韓日会談直前まで（1945-1965年）の韓国人被爆者の実態解明については、不毛であり、その点を明らかにすることは有意義である。従来、韓国人原爆被害者問題は、歴史的な経緯からその責任のほとんどを日本に帰結させる傾向にあったが、それでは全体像を明らかにすることはできない。韓国国内の問題点も検討する必要がある。それにより、たとえば日本に対する賠償要求もさらに正当性を持つであろう。ちなみに、最近では韓国でも米国の原爆投下の責任問題を議論し始めた。

韓国人被爆者証言のさらなる収集、科学的実態調査、そしてそれらの総合的分析もことさらに重要であり、今後の課題である。本稿で若干触れた韓国の研究者らによる疾病率などの医学的データは、日本のそれよりも高い傾向にあり、今後の科学的検証が俟たれる。

今や韓国人原爆被害者の念願は、すべての原爆被害者に対する日本の原爆医療法の平等適用、日本政府の強制連行に対する明確な謝罪と補償を通じた永続的韓日和解、北東アジアと世界の非核平和の法的制度的基盤づくりといえる。韓国人被爆者研究も、上記の実現に寄与したいものである。それによって新時代の国際人権の具現化、韓日共同繁栄時代の開拓、北東アジアの平和体制構築、核のない世界の実現にそれぞれ貢献することができるだろう。

〔謝辞〕

平岡敬元広島市長には、草稿の段階で有益なコメントをいただいた。深謝いたします。